

令和2年3月15日

規則第2号

活動助成金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 福岡県ライフセービング協会（以下、福岡県協会。）に所属する団体会員の公益的な活動に必要な資金の一部を助成するために活動助成金を交付し、活動助成事業に係る予算の執行について基本的事項を定めることにより、その適正な執行を図ることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 活動助成金を交付する対象となる団体は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 福岡県協会の正会員(団体)又は一般会員(団体)であること。
- (2) 公益財団法人日本ライフセービング協会（以下、J L A。）の加盟クラブであること。
- (3) 定款第8条による年会費を納めていること。

(助成金の額)

第3条 活動助成金の額は、予算に定める範囲内で、理事会で決定する。

(助成金の交付の申請)

第4条 本活動助成事業は、福岡県協会に入会し、J L Aに加盟する各団体への助成であるため、特段の申請は不要とする。

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、毎事業年度末までに交付額を決定し、交付する。

(助成金の使途)

第6条 助成金の使途は制限しない。

(交付決定の取消)

第7条 理事会は、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 福岡県協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (2) その他理事会が特に必要と認めたとき

(助成金の返還)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を取り消し又は変更された団体会員は、既に助成金が交付されているときは、理事長が定める期限までに当該助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規則は、令和2年3月15日から施行する。